

令和7年2月7日開議

✱ ✱

令和 7 年 第 1 回

杵築市議会臨時会追加議案

[illegible]

目 次

議案第 2 号 和解及び損害賠償の額の決定について

－ 議 案 書 2 ペ ー ジ －

議案第 2 号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

市は、市有施設において発生した事案について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解及び損害賠償の相手方

市内在住個人 甲及び乙

2 事案の概要

[illegible]

3 和解内容及び損害賠償の額

(1) 市は、相手方に対し、既払金を除き、本件事案に関する一切の損害賠償金として、50,742,048円を支払う。

(2) 本件事案に関し、本和解内容のほか、市と相手方には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 その他

損害賠償金については、全額保険会社から支払う。

